

居宅介護支援 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
第 427110358 号

訪問看護ステーション「コスモス」

居宅介護支援 重要事項説明書

1.事業者

法人名	医療法人 光善会
法人所在地	長崎県西彼杵郡時津町元村郷 1155 番地 2
電話番号	095-857-3366
代表者氏名	理事長 橋本 敦郎

2.事業所の概要

(1) 事業所の種類 居宅介護支援 平成 12 年 4 月 1 日指定

(2) 事業の目的と方針

- ①医療法人光善会が開設する指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保する為
人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要支援・要介護状態にある高齢者に対して、適正な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。
- ②指定居宅介護支援の事業は、要支援・要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。
- ③指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立な業務を行う。
- ④事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めるものとする。
- ⑤利用者の人権擁護・虐待防止の為、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講ずるものとする。

(3) 職員の職種、員数及び職務内容

職員の職種・員数及び職務内容については以下の通りとする。

- ① 管理者 1 名（常勤）事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 主任介護支援専門員 常勤 1 名（管理者兼務）
介護支援専門員は、利用者に対して介護保険法令の趣旨に従って、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業所との連絡調整その他の便宜を図る。
- ③ 事務職員 1 名（常勤 訪問看護事業事務と兼務）
事務職員は、介護保険法に基づく総合的な事務を行う。

(4) 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- ① 営業日は月曜日から土曜日までとする。休業日は、日曜日、祝祭日、12月30日から1月3日とする。
- ② 営業時間は、午前9時から午後5時30分までとする（土曜日は13時まで）但し、必要が生じた場合はこの限りではない。

(5) 通常の事業の実施地域

長与町 時津町 長崎市中学校区【緑ヶ丘・岩屋・滑石・横尾・西浦上・山里・三重（畝刈小学校区・鳴見台小学校区）琴海（村松小学校区）】

但し、必要が生じた場合はこの限りではない。

- (6) 事業者名称 訪問看護ステーション「コスモス」
所在地 長崎県西彼杵郡長与町高田郷 2445 番地 1
電話番号 095－855－1555 FAX 095－857－8821
管理責任者 三谷 晴美

(7) 事業者が行っている他の業務

【訪問看護】 【訪問リハビリ】 【訪問介護】 【通所リハビリ】

3.居宅介護支援の内容

ア セ ス メ ン ト	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サ ー ビ ス 調 整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケ ア プ ラ ン 作 成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サ ー ビ ス 担 当 者 会 議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モ ニ タ リ ン グ	少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。
給 付 管 理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるように援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

4.利用料金

居宅介護支援費の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、利用者の自己負担はありません。但し、認定を受けられた場合でも、保険料の滞納により法定代理受領できない場合は、一旦1か月当たりの料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行いたします。後日、各市町村の窓口へ提出することで払い戻しを受ける事ができます。

【基本利用料】 要介護1・2の方は 10,860円 要介護3・4・5の方は 14,110円

【加算】・初回加算 3,000円/月・入院時情報連携加算（Ⅰ）2,500円/月（Ⅱ）2,000円/月

・退院・退所加算（Ⅰ）イ 4500円（Ⅰ）ロ 6000円（Ⅱ）イ 6000円（Ⅱ）ロ 7500円（Ⅲ）9000円

・緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円/回（1月に2回を限度に）

・通院時情報連携加算 500円/月

【減算】・同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント 基本利用料の95%を算定

5.守秘義務

介護支援専門員・その他従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

また、従業員でなくなった後においても、これらの秘密は漏らしてはならない。これらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

6.苦情処理

指定居宅介護支援事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画書に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情・相談等に迅速かつ適切に支援を行う。

苦情処理責任者 川嶋 珠美 電話番号 855-1555

（体制及び手順）相談受付 → 問題点の把握 → 対策を検討・解決・対応 →
利用者へ説明 → 記録 → 必要に応じて関係機関への報告

長与町：長与町役場 介護保険課

長与町嬉里郷 659-1 TEL 095-883-1111

長崎市：長崎市役所 介護保険課

長崎市魚の町 4-1 12階 TEL 095-829-1163

時津町：時津町役場 高齢者支援課

時津町浦郷 274-1 TEL 095-882-2211

審査機関：国民健康保険団体連合会 介護保険課

長崎市今博多町 8-2 TEL 095-826-7293

7.事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

事故処理責任者 三谷 晴美 電話番号 855-1555

(対応方法) 状況の把握・確認 → 事業所・家族への連絡 → 応急処置の実施 → 家族への対応 → 事故処理責任者への対応 → 記録 → 必要に応じて関係機関への報告

8.感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症防止に関する担当者 川嶋 珠美 電話番号 855-1555

- (1) 感染症の予防及びまん延の為の対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

9.業務継続計画の策定等について

業務継続計画に関する担当者 川嶋 珠美 電話番号 855-1555

- (1) 感染症や自然災害の発生時において、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、非常時の体制で早期の業務改善を図るための計画（業務継続計画）を策定するとともに、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

10.高齢者虐待防止について

虐待防止に関する担当者 川嶋 珠美 電話番号 855-1555

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果については従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施する。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、各市町村・各地域包括支援センターに通報する。

長与町：長与町役場 介護保険課	受付時間 8:45～17:30
長与町嬉里郷 659-1	TEL 095-883-1111
長崎市：長崎市役所 介護保険課	受付時間 8:45～17:30
長崎市魚の町 4-1 12 階	TEL 095-829-1163
時津町：時津町役場 高齢者支援課	受付時間 8:45～17:30
時津町浦郷 274-1	TEL 095-882-2211

11.身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないものとする。

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

12.緊急時の対応

緊急事態が発生した場合は、利用者の家族に連絡し、家族の指示に従う。また、急病等で救急を必要と判断した場合は、主治医・家族に連絡し、救急車の出動を依頼する。

	氏名	住所	電話番号	続柄
第一 連絡先				
第二 連絡先				
主治医				

13.サービスの利用に関する留意事項

- (1) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、居宅サービス計画書の作成にあたって利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求め、居宅サービス計画原案に位置付けた指定事業所等の選定の理由の説明を求めることが可能です。

※当事業所の前6か月間に作成したケアプランの訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。

- (2) 介護支援専門員と医療機関との早期の連携を促進する観点から、利用者が入院する必要がある場合は、担当介護支援専門員の氏名・連絡先を入院先医療機関へお伝え下さい。尚日頃より介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳と合わせて保管されて下さい。
- (3) 医療系サービスのご利用時は、意見を求めた主治医へケアプランの交付を行います。
- (4) 介護支援専門員は指定居宅サービス事業所等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医若しくは歯科医師又は薬剤師に提供させていただきます。
- (5) 介護支援専門員の質の向上を図るための研修の機会を設け、勤務体制を整備します。
- (6) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結から5年間保存します。

- (7)当事業所の介護支援専門員の交代を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他、交代を希望する理由を明らかにしてお申し出下さい。

14.サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

解約を希望する 1 カ月前までにお申し出いただければ解約することができます。ただし、利用者の病状の急変、緊急の入院等やむを得ない事情がある場合にはこの限りではありません。

※ 解約の場合等、次の事業所への引継ぎなど、利用者が保険やサービスを滞りなく利用していただくための手続きが必要ですので、月末以外の解約や次の事業者との契約開始等、事前にご相談下さい。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足ややむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合がございます。その場合は終了 1 カ月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。

③提供するサービスの継続性や品質の担保を確保する為、著しい介護支援専門員への暴言・暴力等のハラスメント（カスタマーハラスメント・セクシャルハラスメント）が認められた場合等、信頼関係が回復困難な程度に損なわれた場合は、1 カ月以上の事前申し出の期間なしにサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) 契約の満了

以下のいずれかに該当する場合には、この契約は満了いたします。

- ・利用者が死亡したとき
- ・利用者が介護保険施設等へ入所・入院した場合
- ・利用者の要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援と認定された場合
- ・利用者又は当事業所から解約・解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項を交付し説明を行いました。

医療法人 光善会
訪問看護ステーション「コスモス」

説明者 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、その内容に同意し交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 (氏名) _____

(住所) _____

(電話) _____

代理人（選任した場合） (氏名) _____

(住所) _____

(電話) _____